

(公財) 日教弘奨学事業

日教弘広島支部「貸与奨学生」募集要項

貸与奨学事業は、公益財団法人日本教育公務員弘済会広島支部が青少年の健全な育成に資するため、有為の学生に対して奨学金の貸与を行う事業です。令和6年度は、下記要項のとおり実施します。

1 主催

公益財団法人日本教育公務員弘済会 広島支部

2 応募資格

奨学金を貸与する奨学生は、国公立大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程に在学し、学資金の支払いが困難と認められる30歳未満のものとし、高等専門学校については、第4学年以上の在學生に限るものとします。

3 募集期間

令和6年4月1日(月)～令和6年5月10日(金) 必着

4 奨学金額と貸与期間

奨学金の貸与期間は、正規の最短修業期間とします。貸与する奨学金の額は、修業期間1年につき25万円以内とし最高100万円とします。

<奨学金の貸与例>

- ・高等専門学校 25万円×2年間＝50万円
- ・専修学校専門課程 25万円×2年間＝50万円
- ・短 大 25万円×2年間＝50万円
- ・大 学 25万円×4年間＝100万円
- ・大 学 院 25万円×2年間＝50万円

5 奨学金の利息

無利息

6 申請手続き

奨学生志望者は、親権を行う者（奨学生志望者が成人の場合は、父母または本人）の在住する都道府県支部に必要書類を提出し申請します。

7 奨学生の採用

奨学生志望者の希望、家庭の事情等を参酌し、選考委員会の選考を経て理事長が採用を決定します。

8 奨学金貸与方法

手続き完了後、奨学金を奨学生名義の銀行口座に振り込みます。

9 奨学金返還方法

貸与を受けた奨学金は、学校卒業（退学等を含む。）の年まで据え置き、その年の12月から10年以内（ただし、奨学金額100万円借用者に限定し、それ以外は8年以内とする。）に年賦の方法で全額返還していただきます。

ただし、毎回の返還額は3万円以上とし、端数が生じたときは、最終回の返還額とします。

なお、年賦金の返済金を延滞したときは、延滞金が発生します。

10 個人情報の取扱いについて

申請書等に記入された個人情報は選考及び選考結果の通知等、貸与奨学金に関わる通知に使用します。

11 問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会広島支部 担当 田坂

〒732-0052 広島市東区光町二丁目8番32号

TEL082-264-5424・FAX082-264-0741

e-mail : hiroshimakkyoko@titan.ocn.ne.jp